

許可に係る地位の承継承認申請書

事 項	土地掘削、湧出路増掘又は動力装置の許可を受けた者である法人が合併又は分割するとき。
根拠法令	法 律 第6条、第11条 規 則 第3条、 細 則 第4条（様式第3号）
提出部数	保健所設置市以外：正本1部（薬事管理課）、副本1部（保健福祉事務所） 保健所設置市内：正本1部（薬事管理課）、副本1部（長野市保健所又は松本市保健所）
添付書類	1. 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し 2. 承継者である法人が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面
手 数 料	保健所設置市以外：8,100円（長野県収入証紙）
そ の 他	1. 申請者は被承継者である法人であり、事前の申請が必要。 2. 被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後に、承継者である法人はその効力を証する書類として、法人の登記事項証明書を提出するものとする。

許可に係る地位の承継承認申請書

事 項	土地掘削、湧出路増掘又は動力装置の許可を受けた者が死亡した場合に、相続人が当該許可に係る事業を引き続き行おうとするとき。
根拠法令	法 律 第7条、第11条 規 則 第4条、 細 則 第4条（様式第3号）
提出部数	保健所設置市以外：正本1部（薬事管理課）、副本1部（保健福祉事務所） 保健所設置市内：正本1部（薬事管理課）、副本1部（長野市保健所又は松本市保健所）
添付書類	1. 戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係が明らかなもの） 2. 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削、増掘又は動力装置の事業を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書 3. 申請者が温泉法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約する書面
手 数 料	保健所設置市以外：8,100円（長野県収入証紙）
そ の 他	申請期限は、被相続人の死亡後60日。

〔土地掘削〕
〔湧出路増掘〕 許可に係る地位の承継承認申請書
〔動力装置〕

年 月 日

長野県知事 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

住所 (合併又は分割による場
合にあつては、法人の
主たる事務所の所在地)

氏名 (合併又は分割による場
合にあつては、法人の
名称及び代表者の氏名)

被相続人との続柄 (合併又は分割による
場合は除く。)

下記のとおり、〔土地掘削〕
〔湧出路増掘〕 許可を受けた者の地位を承継することを承認してくだ
〔動力装置〕

さい。

記

被相続人の住所及び氏名 (合併又は分割による場合にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
許可の別	掘削・増掘・動力装置
許可年月日及び指令番号	年 月 日、長野県指令 第 号
許可に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目	所在地番 <input type="text"/> 地目 <input type="text"/>
相続開始の日 (合併又は分割による場合にあつては、合併又は分割の予定日)	

(備考) 不要な文字は、消すこと。